【保育所・地域型保育事業所】

佐賀県における処遇改善等加算（区分３）に係る研修修了要件の取扱いについて

令和７年 10 月 24 日作成

１　研修修了要件に該当する研修について

以下の⑴～⑶の研修とする。

研修区分	対象
⑴　保育士等キャリアアップ研修	すべて
⑵　幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習及び免許法認定講習	
⑶　保育所及び地域型保育事業所が企画・実施する園内研修	令和６年４月１日以降に受講

２　対象者及び修了すべき研修分野

⑴　保育士等キャリアアップ研修

研修分野			副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
保育士等キャリアアップ研修	専門分野別研修	乳児保育	３分野以上の研修を修了（注１）	４分野以上の研修を修了（注１）	１分野以上の研修を修了（担当する職務分野に対応する研修分野）
		幼児教育			
		障害児保育			
		食育・アレルギー対応			
		保健衛生・安全対策			
		保護者支援・子育て支援			
	マネジメント研修		必須（注２）	－（注３）	－（注３）
	保育実践研修		－（注３）	－（注３）	－（注３）

（注１）＜令和７年度までの経過措置＞令和５年度は１分野、令和６年度は２分野、令和７年度は３分野の研修を修了すること。

（注２）研修要件が完全実施される令和８年度から必須となる。

（注３）令和元年度までに受講した研修に限り、専門分野別研修の一つとして取り扱うことが可能。ただし、この取り扱いにより加算を受けた場合であっても、他の専門分野別研修を一つ以上受講することが望ましい。

※　過去に幼稚園又は認定こども園に勤務し、中核リーダー、専門リーダー又は若手リーダーのそれぞれ定める時間以上の研修を受講していることを確認できる場合は、保育所又は地域型保育事業所の副主任保育士、専門リーダー又は職務分野別リーダー（以下「副主任保育士等」という。）が受講する研修に係る要件を満たすものとする。ただし、この取り扱いにより加算を受けた場合であっても、できるだけ速やかに保育所又は地域型保育事業所の副主任保育士等が修了すべき研修を受講すること。

⑵　幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習及び免許法認定講習

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和４年法律第 40 号）の一部施行（令和４年７月１日）より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習（以下「旧免許状更新講習」という。）及び免許法認定講習のうち、処遇改善等加算（区分３）の申請時に、各分野で 15 時間以上の講習の受講が確認できる場合は、当該研修分野に係る専門分野別研修を修了したこととみなす。

※　免許法認定講習は、幼稚園教諭免許状に係る上進のための講習に限る。

⑶ 園内研修

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算（区分３）に係る研修修了要件について」（令和７年９月 16 日付けこ成基 202・７初幼教第４号）のⅠ.１⑷で定める以下の要件に該当する園内研修を行う場合は、１分野最大４時間の研修時間の短縮を認めるもの（注1）とする。

研修の短縮を希望する場合は、園内研修の実施前に県と個別に協議し、調整ができた場合に認めるものとする。

ア 研修の講師が、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると知事が認める者（注2）であること。

イ 研修の目的及び内容が明確に設定されており、また⑴保育士等キャリアアップ研修に定める研修分野が設定されているとともに、その内容が⑴保育士等キャリアアップ研修に沿ったものとなっていること。

ウ 研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所及び地域型保育事業所において研修修了の証明が可能であること。

（注１） 園内研修の受講により、保育士等キャリアアップ研修の研修時間の短縮を希望する場合は、保育士等キャリアアップ研修の受講前に別添「園内研修実施に伴う保育士等キャリアアップ研修受講免除申請書」（研―３）に園内研修の修了証の写しと受講が修了した園内研修のテキスト・レジュメ等、研修の目的・内容が確認できる書類を添えて県に申請し、「園内研修実施に伴う保育士等キャリアアップ研修受講免除承認通知」の交付を受けること。

（注２） 知事が認める者は、旧免許状更新講習、免許法認定講習、保育士等キャリアアップ研修及び県保育幼児教育センターが実施する研修の講師経験者並びに県保育幼児教育アドバイザー等とする。

３ 研修修了要件の確認方法について

処遇改善等加算（区分３）の申請時に以下の資料を提出することとする。

① 施設が作成する研修受講履歴一覧（研２－１）

② 研修修了の証拠書類（研修区分に応じて、該当するものを提出）

⑴ 保育士等キャリアアップ研修

・保育士等キャリアアップ研修修了証の写し

※ 佐賀県が主催する保育士等キャリアアップ研修を受講した場合は添付不要。

（各団体が実施する指定研修や他県主催の保育士等キャリアアップ研修を受講した場合は添付が必要）

※ 受講時間には休憩時間を含まない。

⑵ 大学等が実施する研修

・旧免許状更新講習及び免許法認定講習に係る大学等が発行する証明書類の写し

（例：更新講習修了証明書、更新講習修了確認証明書、有効期間更新証明書、改正法附則第２条第３項第３号の確認証明書、免許法認定講習に係る学力に関する証明書）

※ いずれの場合も研修時間は 30 時間（２分野）とする。

※ 県（教育委員会）が発行する証明書については、再発行していないため、証明書を紛失した場合は研修時間に含めることができない。

※ 修了証等は初回申請時のみ添付。処遇改善等加算Ⅱの加算認定以降（翌年度の申請から）は、過去に県へ提出した修了証等の再度の添付は不要。また、県内の他施設で勤務し、その施設で修了証等を提出したことがある場合も再度の添付は不要。

４ その他

１から３までに記載のないものについては、「施設型給付等に係る処遇改善等加算（区分３）に係る研修修了要件について（令和７年９月 16 日付けこ成基 202・７初幼教第４号）」のとおりとする。